

B型肝炎の 給付金請求についてご存知ですか？

最大3,600万円の給付金が支給されます

幼少期の集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染された方には、法律に基づき国から最大3,600万円の給付金が支給される可能性があります。感染していて症状の出ていない方も、50万円（＋定期検査費用）の給付金が支払われます。

感染者は最大で約40数万人に

国内のB型肝炎持続感染者のうち、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間に受けた集団予防接種等の際に、注射器が連続使用されたことが原因で感染した方は、最大で約40数万人とされています。このような経緯でB型肝炎ウイルスに感染した方は、訴訟により国から給付金を受け取ることができます。

B型肝炎とはどんな病気でしょう？

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス（HBV）の感染により起こる肝臓の病気です。

主に血液を介して感染し、症状には全身の倦怠感、食欲不振、嘔吐、悪心、黄疸などがあります。

B型肝炎ウイルスによる慢性肝炎を発症した場合、放置すると気がつかないうちに肝硬変、肝がんへ進展することがあるので注意が必要です。

こんな方は給付金の請求対象となる可能性があります

昭和16年7月2日～昭和63年1月27日
までに生まれた方

+

0歳～満7歳までに
集団予防接種等を受けた方

または

上記を満たす方のご遺族

- ✓ これまでにB型肝炎といわれたことがある方
- ✓ B型肝炎(肝がん)でご家族を亡くされた方



ベリーベスト法律事務所
浅野 健太郎 代表弁護士

お急ぎください! 平成29年1月12日までに請求する必要があります

給付対象者の条件とは

①一次感染者の場合

集団予防接種等により直接、B型肝炎ウイルスに持続感染した方(一次感染者)の認定については以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- (2) 満7歳になるまでに集団予防接種等を受けていること
(予防接種およびツベルクリン反応検査)
- (3) 0歳から満7歳までに集団予防接種等を受けたことが、母子手帳や接種痕等で確認できる方

- (4) 母子感染でないこと
- (5) その他、集団予防接種等以外の感染原因がないこと

②二次感染者の場合

一次感染者である母親からの母子感染によりB型肝炎ウイルスに持続感染した方(二次感染者)については、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 原告の母親が上記の一次感染者の要件をすべて満たすこと
- (2) 原告がB型肝炎ウイルスに持続感染していること
- (3) 母子感染であること

給付金額

死亡・肺がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性B型肝炎	1,250万円
20年の除斥期間 ^(※) が経過した慢性B型肝炎の方で、 現在も慢性肝炎の状態にある方等	300万円
20年の除斥期間 ^(※) が経過した慢性B型肝炎の方で、 治療を受けたことがなく現在は治癒している方	150万円
無症候性キャリア	600万円
感染していて症状の出ていない方、 20年の除斥期間 ^(※) が経過した無症候性キャリア (特定無症候性持続感染者)	50万円

※除斥期間とは、民法724条に記載があり「不法行為の時」から20年間を経過すると、損害賠償請求権が消滅することになっています。
B型肝炎訴訟では除斥期間の起算点(「不法行為の時」)については、無症候性キャリアの方は集団予防接種等を受けた日になりますが、慢性肝炎を発症した方の起算点は、その症状が発症した日になります。

給付金を受け取るためには

B型肝炎訴訟で給付金を受け取るには、「医療記録等、必要書類を揃える」、「国家賠償請求訴訟を提起・和解」、「支払基金への請求・支払い」という3つのステップが必要です。自身で手続きを行うことも可能ですが、弁護士のアドバイスによって必要書類を効率よく集められ、訴状も弁護士が作成するので、手間や時間も省けます。

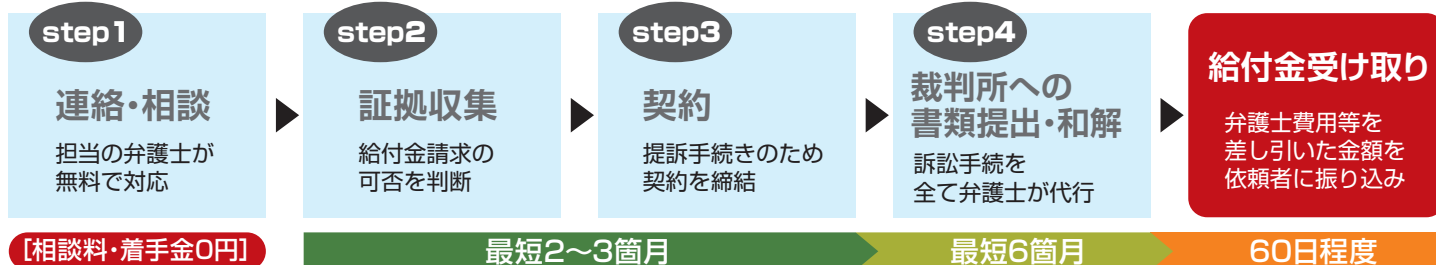
さらに、給付金とは別に国から弁護士費用として給付金の4%相当額が支給されます。

ベリーベスト法律事務所が選ばれる理由

相談料、着手金、調査費用が無料です。

1,500件以上の豊富な相談件数実績があり、B型肝炎給付金請求案件を主に担当する専門チームの弁護士とスタッフが案件に対応し、約70名の弁護士がしっかりサポートします。さらに、全国主要都市には14の支店があるので、最寄りのオフィスに直接来所しての相談が可能です。

給付金受け取りまでの流れ



B型肝炎の給付金請求はお任せください

ベリーベストが選ばれています

B型肝炎の相談件数は**1,500件以上**の豊富な実績があります

B型肝炎専門の弁護士がご相談を受けます

相談料・調査費・着手金は0円です

費用の実質負担は給付金の**4%+5万円**となります

徹底した効率化により**最短期間での給付金請求**を目指します

全国対応・総勢**約70名**の**弁護士**がサポートいたします



B型肝炎訴訟専門チーム 今酒 雄一 弁護士

【略歴】

福岡県出身
2008年
上智大学法学部地球環境法学科卒業
2011年
慶應義塾大学大学院法務研究科修了
2012年
弁護士登録(東京弁護士会)



困っている人の力になりたいと思い、弁護士を志しました。
B型肝炎訴訟の専門チームでは定期的に勉強会を行い、適切な主張・立証ができるよう日々研鑽を積んでいます。
ご依頼者様には、丁寧でわかりやすい説明を心がけています。
問題が解決し、ご依頼者様が笑顔で事務所から帰られる時は、本当に弁護士になってよかったと感じますね。
問題に対して、我々専門チームが迅速に、適切に対応します。
お困りのことがございましたら、ご遠慮なくご相談ください。



B型肝炎給付金請求 専用ダイヤル

 **0120-666-694**
(平日9:30~21:00)

B型肝炎給付金請求 専門サイト

URL <http://www.vbest-bkan.jp/>

大阪支店

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-1-5 梅田新道ビル2階
TEL 06-6342-1181

B型肝炎の給付金請求はお任せください

ベリーベストが選ばれています

B型肝炎の相談件数は**1,500件以上の豊富な実績**があります

B型肝炎専門の弁護士がご相談を受けます

相談料・調査費・着手金は0円です

費用の実質負担は給付金の**4%+5万円**となります

徹底した効率化により**最短期間での給付金請求**を目指します

全国対応・総勢**約70名の弁護士**がサポートいたします

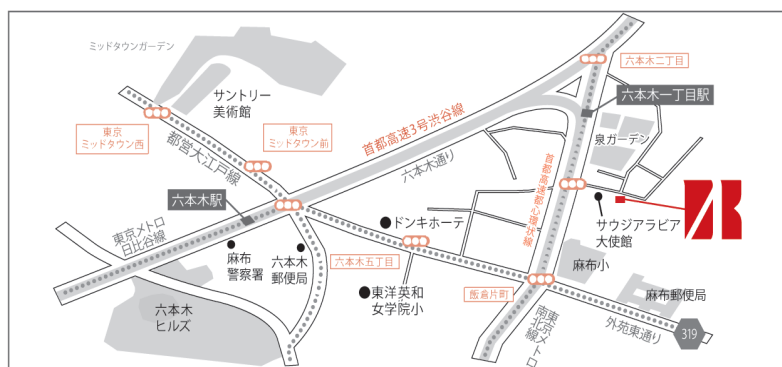
B型肝炎訴訟専門チーム
今酒 雄一 弁護士

【略歴】

福岡県出身
2008年
上智大学法学部地球環境法学科卒業
2011年
慶應義塾大学大学院法務研究科修了
2012年
弁護士登録(東京弁護士会)



困っている人の力になりたいと思い、弁護士を志しました。
B型肝炎訴訟の専門チームでは定期的に勉強会を行い、適切な主張・立証ができるよう日々研鑽を積んでいます。
ご依頼者様には、丁寧でわかりやすい説明を心がけています。
問題が解決し、ご依頼者様が笑顔で事務所から帰られる時は、本当に弁護士になってよかったと感じますね。
問題に対して、我々専門チームが迅速に、適切に対応します。
お困りのことがございましたら、ご遠慮なくご相談ください。



東京本店

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 アーク八木ヒルズ11階
TEL 03-6234-1585

**B型肝炎給付金請求
専用ダイヤル**

0120-666-694
(平日9:30~21:00)

**B型肝炎給付金請求
専用サイト**

URL <http://www.vbest-bkan.jp/>